

浄化槽清掃業許可申請の手引き

浄化槽清掃業許可申請に必要な書類

1 提出書類

浄化槽清掃業許可申請書【様式9】

2 添付書類

(1)	《申請者が法人である場合》定款又は寄附行為の写し及び発行から3か月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
(2)	《申請者が個人である場合》発行から3か月以内の住民票の写し ※本籍（外国人の場合は国籍等）記載、マイナンバー（個人番号）未記載
(3)	浄化槽管理士免状の写し
(4)	誓約書【様式10】（法人分及び役員全員分） ※ただし、監査役は会計に限る旨が登記されている場合は除く
(5)	器具明細【様式11】器具一覧（10種類） 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具、スカム厚測定器具、汚泥厚測定器具、自吸式ポンプ、その他汚泥、スカム等引出し器具、パイプ・スロット・ろ床掃除器具、その他洗浄・掃除等に適した器具 ※営業所ごとに提出が必要です。 ※各器具の写真の添付は不要です。
(6)	経歴書（法人分及び役員全員分） ※ただし、監査役は会計に限る旨が登記されている場合は除く
(7)	前年度の市税納税証明書の写し ※札幌市内に主たる事務所がある場合：指名願（札幌市）で発行の最新1年分 ※札幌市外に主たる事務所がある場合：主たる事務所の所在する市町村にて、課税されているすべての税目の、前年度分、未納税額がないことがわかるもの
(8)	営業所の付近見取り図
(9)	廃棄物処理法第7条第1項の許可を受けている者との汚泥収集運搬に関する契約書の写し（契約を締結している場合のみ）

3 申請手数料

20,000円

※令和7年4月1日より、許可申請手数料が改定となります（改定前：20,000円 ⇒ 改定後：20,800円）。申請書提出時期にご注意ください。

※申請書の受付後にお渡し（送付）する納入用紙により、金融機関の窓口にて納入してください。領収書の写しを電子メールや郵送、FAXなどで提出してください。
なお、来庁して手続きされる場合は、午後2時頃までにお越し下さい。

4 その他

許可証を発行後、郵送又はお渡しします。

令和7年4月1日より、許可申請手数料が改定となります。郵送またはメールによる申請の場合、令和7年3月31日までに到着した分については、改定前の手数料となります。令和7年4月1日以降に到着した場合は、改定後の手数料となります。

ただし、令和7年3月31日までに到着した分のうち、必要書類等の不足がある場合は、申請の要件が満たされた日の手数料が適用されます。3月末に申請される場合はご注意ください。

【問い合わせ先】

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 13階

札幌市環境局環境事業部 事業廃棄物課 浄化槽担当

TEL : 011-211-2927 FAX : 011-218-5105 MAIL : jigyoaiki@city.sapporo.jp